

新座都市計画地区計画の変更（新座市決定）

当初決定告示年月日
平成22年2月5日

最終変更告示年月日
令和4年7月1日

都市計画大和田西地区地区計画を次のように変更する。

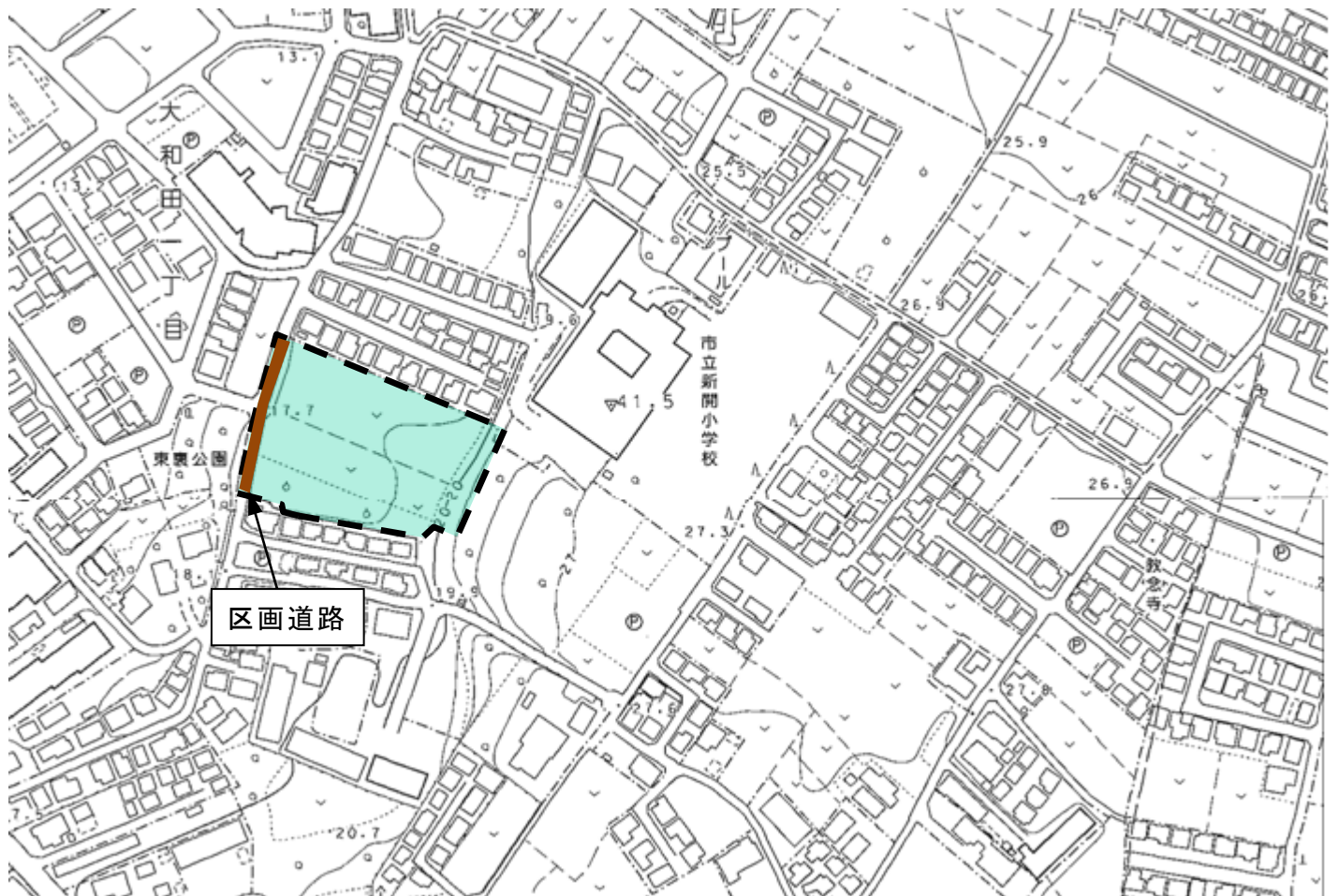
名	称	大和田西地区地区計画
位	置	新座市大和田一丁目の一部
面	積	約0.5ヘクタール
地区計画の目標		<p>本地区は、JR武蔵野線新座駅の北約800メートルの圏内に位置し、その周辺は低層住宅地が形成されている。</p> <p>そこで、地区内の農地等の宅地化を適切に誘導し、周辺環境と調和した良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	良好な住環境を有する低層住宅地を主体とした土地利用を誘導する。
	地区施設の整備の方針	区画道路を適正に配置・整備し、安全・安心のまちづくりを推進する。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境を形成し、保全するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。



	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	備考
			区画道路	6.0メートル	約73メートル	拡幅 (市道第1110号線)
地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度		100平方メートル			
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの水平距離は、50センチメートル以上とする。 また、建築物の外壁又はこれに代わる柱は、地区整備計画に位置付け、図に示した区画道路の境界線を越えて建築してはならない。			
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		建築物の形態又は色彩その他の意匠は、新座市景観計画表3に規定する景観形成基準及び表4に規定する色彩基準を遵守するものとする。ただし、景観法第16条第1項又は第2項による届出を行うものについては、適用しない。			
	垣又は柵の構造の制限		道路に面する側の垣又は柵は、生け垣又は敷地地盤面から高さ60センチメートル以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので、基礎部分を含む高さが敷地地盤面から1.5メートル以下のものとする。			

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 新座市道の路線番号見直しに合わせて、変更を行うものである。

大和田西地区地区計画区域



区域	用途地域	建ぺい率	容積率
	第一種低層住居 専用地域	50%	80%
	地区整備計画区域		